



令和6年3月5日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社麦島建設に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 にのみや たかゆき 二宮 崇幸、課長補佐 わたなべ たつはる 渡邊 竜晴

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社麦島建設

所在地：愛知県名古屋市昭和区鶴舞2-19-10

許可：国土交通大臣許可（特-4）第2643号

代表者：麦島 悦司（ムギシマ エツシ）

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

令和6年3月20日から令和6年7月17日までの120日間

3. 処分理由

株式会社麦島建設長野営業所長は、他の者と共謀の上、長野県南木曾町が入札を執行した指名競争入札に関し、偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を妨害する行為を行った。

これにより、同社長野営業所長が令和5年11月14日付で刑法第96条の6第1項（公契約関係競売入札妨害）の罪により木曾福島簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。